

#	質問	回答
1 ケアプランデータ連携システムの仕様について		
1	ケアプランの標準様式以外のデータ（入院時・退院時情報等）の送信は可能なのか。	標準様式以外の情報は、PDF等で出力したものを添付ファイルとして送信可能です。
2	開発中の画面イメージを拝見したが、受信一覧において、送信元の事業所名を表示できないか。	どの事業所から送付されたケアプランデータであるかが分かるよう、事業所名を表示する予定です。
3	本システムを導入することで転記不要になるとのことだが、どの部分が転記不要になるのか。	現在FAXで送られてきている紙媒体のケアプランを介護ソフトに手入力しているところを、本システムと介護ソフトを組み合わせて運用いただくことで、手入力が必要になることを意図しています。 サービス事業所側は、ケアマネ事業所から送られてきたケアプラン（予定）を、ケアマネ事業所側はサービス事業所から送られてきたケアプラン（実績）を介護ソフトに入れるところになります。
4	メールで添付するのと何が違うのか。	ファイルを送受信するという行為自体はメールとあまり変わりません。しかし、要配慮個人情報であるケアプランデータをやり取りするには、強固なセキュリティ対策を講じた本システムを利用することで安心安全に送信することが可能となります。また、メールでは業務に関係の無いメール等も混在するため管理が煩雑となりますが、本システムでは送受信状況の管理が容易となります。
5	送信したケアプランデータを蓄積し、将来的に活用する想定はあるか。	本システムはデータを蓄積しない仕様となっておりますので、送受信のためにサーバに集まったデータについては、一定期間経過後はデータが削除されます。 将来的なデータの蓄積については今後厚労省において検討される想定です。
6	送信したケアプランデータが受信側に届いたことを送信側が認識することが可能か。	受信側が事業所のPCにデータをダウンロードしたことを、送信側の送信一覧画面上で認識することが可能となります。
7	事業所が用意するケアプランデータ連携システムクライアントは、既存の介護ソフトがインストールされているクライアントPCと共用はできないのでしょうか。	ケアプランデータ連携クライアントをインストールするクライアントPCにつきましては、動作環境の条件が双方のソフト共に満たされていることを前提に、お使いの介護ソフトがインストールされているクライアントPCをお使いいただくことを想定しております。
2 ケアプランデータ連携システムにかかる費用について		
1	ライセンス料の徴収方法をお教えください。	以下の2通りによる徴収方法を想定していますが、利用者と提供側双方の事務負担軽減の観点から、電子請求の証明書発行手数料と同様、①を基本と考えています。 ①介護給付費からの差引 ②請求書送付による口座振り込み
2	ライセンス料が徴収される時期はいつになるのか。	令和5年4月の本稼働直後から利用される場合、令和5年4月請求（5月支払分）からの徴収を予定しています。
3	1ライセンスあたり21,000円とのことだが、ケアプランデータ連携システムを3年間利用する場合は、21,000円×3＝63,000円が必要になるのでしょうか。	3年間ご利用いただく場合は、合計63,000円のライセンス料となります。 利用期間については、1年間ごとの契約とする予定です。
4	新規開設事業者は、「年額「21,000円」のライセンス料と、3年ごと「13,200円」の電子証明書発行手数料の両方が費用としてかかる。」と思いますが、この認識で合っていますか？ また、すでに「13,200円」支払済みで有効期間内の介護保険伝送請求を行っている事業所の、当該費用の内訳と金額についてご教示ください。	新規開設事業者については、お見込みの通りです。すでに介護保険伝送請求を行っている事業所(有効な電子証明書をお持ちの事業所)については、ライセンス料の年額21,000円のみ費用となります。
5	ケアプランデータ連携システム用の電子証明書発行は、「(1)既存の介護保険電子証明書と同じ(13,200円、有効期間3年)」「(2)既存の介護保険電子証明書より安価な証明書を新設」のいずれになるのでしょうか。	(2)既存の介護保険電子証明書より安価な証明書を新設（料金は無料）となります。なお電子請求受付システムを利用するために既に発行済みの介護保険電子証明書（13,200円、有効期間3年）をお持ちの場合には、お持ちの電子証明書をそのまま利用いただき、(2)の電子証明書の発行をしていただく必要はありません。
6	利用料金の1事業所単位の考え方は。	1事業所番号あたり21,000円が必要となります。複数事業所を運営している場合であっても、同様となります。
3 その他		
1	ケアプランデータ連携システムについて、令和5年4月システム稼働は決定事項という認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおり、令和5年4月システム稼働を予定しております。
2	介護給付費支払決定額通知書の記載について、ケアプランデータ連携システムの使用に伴い、介護給付費等から差引されるライセンス料の記載は「①既存の「電子証明書発行手数料」とは別枠で記載される」「②既存の「電子証明書発行手数料」と合算される」のいずれを想定されていますでしょうか。	①既存の「電子証明書発行手数料」とは別枠で記載される方向で検討しています。
3	ケアプランデータ連携システムの電子証明書の管理について、代理人請求を行っている事業所の運用がどのようになるかご教示ください。	代理人請求を行っている事業所（委任事業所）については、新たにケアプラン用の電子証明書を取得いただき、代理人を経由せず事業所が直接システムを利用する運用を想定しております。また、できるだけ早期に委任事業所への対応も検討いたします。
4	ケアプランデータ連携システムの運用は、居宅介護支援事業者及び国保中央会、国保連合会間で連携するが、介護予防給付や事業費を計画する地域包括支援センターは居宅介護支援事業者とは異なるため、対象外と考えてよいか。	地域包括支援センターにおいても介護サービス事業所とケアプラン等のやりとりが発生することから、様式等が標準仕様と異なる限りは、当システムの対象となる想定しております。 ただし、居宅介護支援事業所に委託している場合については、対象外となります。
5	来年度予算確保のため利用申込時期を確認したい。	令和5年4月に本稼働となる想定となりますが、具体的な日程については調整中となりますので、改めて周知させていただきます。
6	電子請求の証明書を流用可能とのことだが、ケアマネと請求事務の担当が違う場合でも請求事務を行う端末にケアプランデータ連携システムクライアントソフトをインストールする必要があるということか。それとも異なる端末でも利用可能か。	すでに請求事務で取得いただいている電子証明書は別端末にも格納することが可能です。この場合の手続きは電子請求受付システムのマニュアルをご確認ください。

(出典元) 公益社団法人 国民健康保険中央会ホームページ

TOPページ 介護伝送ソフト・ケアプランデータ連携システムのご案内 ケアプランデータ連携システム Q&A